

○小西洋之君 民進党 新緑風会の小西洋之でございます。  
私は、大島委員また藤田委員からの追及にありました安倍政権におけるシビリアンコントロールの破壊に関する観点から関連質疑をさせていただきます。

○小西洋之君 民進党 新緑風会の小西洋之でございます。  
ですので、私の質問、昭和四十七年見解に九条解釈の基本的な論理が存在するという安倍内閣の主張が事実に反する場合は、総理大臣、国会議員を辞職する覚悟がありますかと質問をいたしました。それに対して安倍総理は、平和安全法制は内

シビリアンコントロールとは、政治家によって軍事組織を統制するという原理でございます。しかし、その政治家をも統制する、それがまさに憲法九条でございます。国家の統治機構において、国家権力、政府の行為によって二度と戦争の慘禍を許さないという憲法前文の平和主義の規定、そして、それが具体化した憲法九条。しかし、政治家にも戦争を起こさせない、政治家をも統制するこのシビリアンコントロールの国民統制の規定九条を、安倍政権は、解釈変更そして安保法制によつて破壊をしたというふうに言われております。ですので、私は、昨年の三月三十一日、参議院の本会議の代表質問で安倍総理に質問をさせていただきました。（資料提示）

昭和四十七年政府見解、今私の手元にあります。今から四十六年前に作られました。内閣法制局が作成し、この決算委員会に提出をした九条の解釈文書。昭和四十七年見解に九条解釈の基本的な論理が存在するという安倍政権、集団的自衛権の合憲の根拠としてたった一つのことしか言つております。

この昭和四十七年政府見解の中に、それが作られた当時から、作った吉國法制局長官らが決裁印を押しているんですけれども、作った法制局長官らによつて集団的自衛権を許容する九条の基本的な論理が書き込まれた、つまり、元々合憲だったんだということを言つているんですね。この四十七年見解の中には合憲と書いてある。じゃ、この前後に合憲と書いた文書があるんですかというと、一つもないと言います。ただ、この昭和四十七年見解だけは合憲と書いてある、これが安倍政権の解釈変更、安保法制の唯一の合憲の根拠でございます。

ですので、私の質問、昭和四十七年見解に九条解釈の基本的な論理が存在するという安倍内閣の主張が事実に反する場合は、総理大臣、国会議員を辞職する覚悟がありますかと質問をいたしました。それに対して安倍総理は、平和安全法制は内

閣として提出したものであり、その内容及び法の施行について、内閣の長たる内閣総理大臣として、そして自衛隊の最高指揮官としてあらゆる責任を負う覚悟であります、このように答弁をしております。

安倍総理に伺います。

参議院の本会議で答弁いただいた、総理大臣として自衛隊の最高指揮官としてのあらゆる責任を負う覚悟。この中には、安倍政権の解釈変更合憲の根拠が事実に反する、すなわち違憲である場合には、総理を辞職し、そして議員を辞職する覚悟があるのでしょうか。

実は、この本会議の質問で私は三回連続、安倍総理に問い合わせをいたしました。結果、行つた答弁が、あらゆる責任を負う覚悟でございます。そして、今から十日前の三月の二十八日、参議院の予算委員会の総括質疑で私は四回連続、安倍総理に、総理大臣として議員の辞職をする覚悟があるかとお尋ねしました。しかし、全く関係のないことをお話しになり、時間稼ぎをして逃げていかれました。その安倍総理の答弁姿勢に対して、安倍接慣れり、そして悲しみの声を聞いております。

安倍総理、闘う政治家としての矜持に懸けてお答えください。安倍総理の合憲の見解は結構です。覚悟だけを聞いておりませんので、委員長も、端的に、私は総理の覚悟だけを聞いておりますので、総理と議員を辞職する覚悟があるかを明確に答弁願います。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 同じ質問でござりますが、合憲かどうかということについては、言わばこの憲法解釈の変更が合憲かどうかということについては、まさにこの委員会におきましてもそうですし、特別委員会において、衆参合せて相当の時間を重ねて結論を得たわけでございま回以上の答弁を重ねてまいりました。結果、この言わば解釈変更を含めた平和安全法制は国会で成

立をした、衆参で多数を得て成立をしているわけでございます。

という意味におきましては、まさに国会においても御承認いただいたものと考えております。

○小西洋之君 委員長、今厳しい言葉を申し上げますので。事前に我が本会議、そして予算委員会で使われたことがあるかを調べてまいりました。手元に議事録がありますけれども、ひきょうといふ言葉でございます。安倍総理の今の答弁、ひきょうな、まさにひきょう極まりない態度だと思います。

なぜでしょうか。安倍総理は、最後、国会で成立了した法律だからと黙って逃げていきました。しかし、安倍総理の答弁、このフリップを御覧ください。平和安全法制は内閣として提出したものであり、よつて内閣の長として、自衛隊の最高指揮官としてあらゆる責任を負う覚悟であると安倍総理はおっしゃっているわけでございます。まさに解釈変更やったのも安倍内閣だけでございます。

安倍総理に重ねて聞きます。

森友の土地問題、土地の売却などに総理やあるいは御夫人が関わっていたら、総理大臣とそして議員を辞めるというふうに安倍総理はおっしゃっています。自衛隊員や国民の命、その尊厳は国

が事実に反し違憲であれば、総理と議員を辞職する覚悟をお持ちですか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 私は、内閣の長として、そして自衛隊の最高指揮官として全責任を負っているということになれば、それ

はもう全て私の責任に帰結をするわけでございます。そして、それは多くの議員が、過半数の議員がそれは合憲であるという考え方の下に、それ

は国会としてその意思を示しているということもあります。そして、それは多くの議員が、過半数の議員がそれは違憲ではないという国会としての意

思が示されているわけでありますから、言わばもう違憲ではないということを申し上げているん

が、既にこれは国会で成立をしているわけであります。そして、それは全く仮定の質問にしかなっていないのであります。仮定の質問にすらなっていないと言つても、それは違憲ではないという国会としての意

思が示されているわけでありますから、言わばもう既にそれは言わばこの院においても、委員会においても、あるいはまた国会においても、委員会においても、それは違憲ではないということを申し上げているん

です。もう既にそれは言わばこの院においても、委員会においても、あるいはまた国会においても、それは違憲ではないということを申し上げているん

閣法、安倍内閣がまさに主導した法案です。自分で主導して作った集団的自衛権の行使、それがもし違憲であれば、安倍政権の合憲の主張が事実に反するのであれば、最高指揮官として、自衛隊、総理とそして議員を辞職する、そういう覚悟を持っている、そういう決意で、覚悟でよろしください。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) ですから、それはもう既に成立をしておりますが、それが万々が負っているということになれば、それ

が事実に反し違憲であれば、総理と議員を辞職する覚悟をお持ちですか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) すでにそのとおりでございます。

目でしょうか、十二回目の質問です。明確にお答えください。

○内閣総理大臣（安倍晋三君） 今、論理展開が私、よく理解できないところがあるんですが、まことに江田憲司さんの質問に対してのお答えなんですが、もし言わば自衛隊が死者が発生した場合、我が國防衛のために活動している自衛隊員に死傷者がが出た場合ということを述べられたわけでござります。そこで、私はこう答えたんです。

私は、毎年自衛隊の慰霊祭に出席をしております。毎年残念ながら何人かの殉職者が出てる。もう既に二千人を超えている殉職者が出ているのは事実でございます。そして、かつ皆さん若い方でありますから、奥さんも若い方であり、お子さんは赤ちやんだつたりするわけであります。皆さん涙に暮れている。私は、最高指揮官として常に責任を感じてます。たとえそれが戦闘ではなかつたとしても、しかしそれは相当過酷な訓練をするわけでありますから、その中で命を落とされているわけでございます。当然、それぞれの出動においては最高指揮官たる私が最終的な責任を負うわけでありますから、大変御遺族の皆様に対しても申し訳ない思い、しかし、そういう思いを持つ覚悟で私は最高指揮官として臨んでいます。

他方、違憲立法、違憲立法だったら責任を取るのかということでお答えしますから、これは違憲立法ではないということしかお答えはしようがないわけでありまして、これは不動の態度であります。

○小西洋之君 延べ十回以上、安倍総理の総理大臣とその議員辞職の覚悟を聞いて、安倍総理からは明確な答弁はございませんでした。森友の土地問題、国有地の売買に、不正にもし閣与していたら議員まで辞めるまで覚悟をおつしやるのに、憲法違反、国民主権の憲法違反を犯していた場合には、総理も辞めない、議員も辞めない、はつきりと言いません。私は、そのようなまさに日本の立憲主義や法の支配、それをわ

きません、そういう方が今総理にあること自体が日本の民主主義において許されないこと、そして

、何よりも、安倍総理の防衛出動の命令によつて、命の危険に直面することになる自衛隊員の命や尊厳に懸けて、安倍総理の姿勢は全く許されないことだと思います。

今、なぜ安倍総理が何度覚悟を聞いても答えないと。実は、集団的自衛権の解釈変更が違憲だからでございます。

これは、安保国会の中で、安倍政権の合憲の根拠、この四十七年政府見解の中に、集団的自衛権が、作ったときから、作った吉國法制局長官らの手によって含まれている。これはもう明確に日本を代表する法律の専門家によって否定されております。

濱田邦夫最高裁判事、あの安保国会のときの陳述ですけれども、違憲である、法匪、法の匪賊といふあきき例である、とても法律専門家の検証に堪えられない、読みたい人がそう読んでいるといふだけの話で、裁判所に行つて通るかというとそれは通らない。宮崎礼壹元内閣法制局長官、言わば黒を白と言いくくるめる類いと云うしかありません、憲法九条に違反し速やかに撤回されるべき。そして、日弁連を代表して伊藤真弁護士ですけれども、四十七年意見書の当時から限定された集団的自衛権は認められていたというようなことはあり得ない、安倍政権の主張は完全に否定されている。そのように言つてはいるわけでござります。

つまり、安倍総理が行つたことは、これ、実は改ざん事件なんです。昭和四十七年政府見解は、作つた人たちが、作るきっかけになつた国会答弁、そして、角田長官のフリップをお願いしたいと思います。私は、立憲主義や法の支配に反する生き方ではないでしょうか。答弁を求めます。

○内閣総理大臣（安倍晋三君） ですから、私は、自衛隊の最高指揮官として、内閣の長として、閣法として提出をする以上、これは相當重い決意で臨んでいます。そこで私はあらゆる責任を取る覚悟で出しているということを総理大臣として申し上げてます。

改ざん事件なんです。昭和四十七年政府見解は、作つた人たちが、作るきっかけになつた国会答弁、大体これは、皆様想像が付くんだろうと、このように思います。私は、一々申し上げませんが、全ての責任を取る覚悟で、全ての責任を取る覚悟で私は出しているということを申し上げてます。

と同時にですね、同時に、違憲かどうかという

四十七年見解に集団的自衛権がある、その主張を否定しているわけでございます。

つまり、安倍政権の解釈変更というのは、この四十七年政府見解の解釈を改ざんして、この中に集団的自衛権の論理を捏造して、九条の下で決して許されない集団的自衛権を可能にしているわけ

でございます。

安倍総理、御自分が行つた解釈変更、集団的自衛権の解釈変更が違憲を行つたときに命を懸けてもらつ、その自衛隊員に対して違憲といふ議論があることは責任において申し訳ない、だから自衛隊明記の改憲を行つた人は憲法違反であります。

安倍総理は、自衛隊員にいざというときに命を懸けてもらつ、その自衛隊員に対して違憲といふ議論があることは責任において申し訳ない、だから

自衛隊明記の改憲を行つた人は憲法違反ではありません。必要な自衛のための措置とは何かということは、私たちを考えるこれ責任があるわけでありまして、四十七年当時と現在とでは安全保障環境が変わつてきている中において當てはめを行つた

といふことにおいて、まさに参議院においても衆議院においても多数を得てこの法律は成立をしてしまつて、四十七年当時と現在とでは安全保障環境が変わつてきています。

当然、一票を賛成票として投じた人は憲法違反ではないという確信の下に投票をしているということがあります。いまだに小西さんはそれを違憲と云うことはその重みを余りにも軽んじているのではありません。いまだに小西さんはそれを違憲と云うことはその重みを余りにも軽んじているのではありません。いまだに小西さんはそれを違憲と云うことはその重みを余りにも軽んじているのではありません。いまだに小西さんはそれを違憲と云うことはその重みを余りにも軽んじているのではありません。いまだに小西さんはそれを違憲と云うことはその重みを余りにも軽んじているの

ではありません。いまだに小西さんはそれを違憲と云うことはその重みを余りにも軽んじているのではありません。いまだに小西さんはそれを違憲と云うことはその重みを余りにも軽んじているの

ではありません。いまだに小西さんはそれを違憲と云うことはその重みを余りにも軽んじているの

ではありません。いまだに小西さんはそれを違憲と云うことはその重みを余りにも軽んじているの

ではありません。いまだに小西さんはそれを違憲と云うことはその重みを余りにも軽んじているの

ではありません。いまだに小西さんはそれを違憲と云うことはその重みを余りにも軽んじているの

る、その放送法第四条の趣旨に基づいて公共放送としてその事実というものをしつかり国民に伝えたいだきたいと、いうふうに思うところでござります。

では、安倍総理がいつまでたつても覚悟を認めない、答弁しない、この全国中継を御覽になつている自衛隊員やその家族は本当に怒りと悲しみに暮れていると思いますけれども、次の、安倍政権によるシビリアンコントロールの破壊について追及をさせていただきたいと思います。

今申し上げましたように、安倍政権は、憲法九条、究極のシビリアンコントロールの仕組みを破壊して、国民統制の仕組みを破壊して軍事力の行使を可能にしているわけでございますけれども、実は、今この瞬間、安倍内閣の存在そのもの、安倍内閣のメンバーそのものにはシビリアンコントロールの趣旨に反する、そうした方がいらっしゃるところでございます。佐藤外務副大臣でございます。

実は、佐藤外務副大臣は、今このフリップでござりますけれども、昨年の特別国会の参議院の外交防衛委員会、十二月五日におきまして、このようないくつかの内閣の現職の外務副大臣です。現職の外務副大臣が、武人精神、自衛隊員が自衛隊員であるがゆえのその誓い、自衛隊員になるための誓い、自衛隊法に基づく誓いでその就任の決意を行っている。この佐藤外務副大臣を罷免しなければ、安倍内閣のシビリアンコントロールは憲法六十一条に反する、文民条項の趣旨に反することになるのではないかでしようか。また、防衛省に対する確保というものは到底できないのではないかでございます。

実は、佐藤正久は、今このフリップでござりますけれども、昨年の特別国会の参議院の外交防衛委員会、十二月五日におきまして、このようないくつかの内閣の現職の外務副大臣です。現職の外務副大臣が、武人精神、自衛隊員が自衛隊員であるがゆえのその誓い、自衛隊員になるための誓い、自衛隊法に基づく誓いでその就任の決意を行っている。この佐藤外務副大臣を罷免しなければ、安倍内閣のシビリアンコントロールは憲法六十一条に反する、文民条項の趣旨に反することになるのではないかでしようか。また、防衛省に対する確保というものは到底できないのではないかでございます。

実は、佐藤外務副大臣は、今このフリップでござりますけれども、昨年の特別国会の参議院の外交防衛委員会、十二月五日におきまして、このようないくつかの内閣の現職の外務副大臣です。現職の外務副大臣が、武人精神、自衛隊員が自衛隊員であるがゆえのその誓い、自衛隊員になるための誓い、自衛隊法に基づく誓いでその就任の決意を行っている。この佐藤外務副大臣を罷免しなければ、安倍内閣のシビリアンコントロールは憲法六十一条に反する、文民条項の趣旨に反することになるのではないかでしようか。また、防衛省に対する確保というものは底

おりません。だからゆえに、武人の誓いなわけではありません。だからゆえに、武人の誓いなわけではありません。その趣旨は、武人の精神、武人の精神による政治を排除する、武断政治を排除する趣旨というふうにされております。

安倍総理に質問をさせていただきます。

あなたの内閣の現職の外務副大臣です。現職の外務副大臣が、武人精神、自衛隊員が自衛隊員であるがゆえのその誓い、自衛隊員になるための誓い、自衛隊法に基づく誓いでその就任の決意を行っている。この佐藤外務副大臣を罷免しなければ、安倍内閣のシビリアンコントロールは憲法六十一条に反する、文民条項の趣旨に反することになるのではないかでしようか。また、防衛省に対する確保というものは底

おりません。だからゆえに、武人の誓いなわけ

ではありません。その趣旨は、武人の精神、武人の精神による政治を排除する、武断政治を排除する趣旨というふうに言います。

安倍総理に質問をさせていただきます。

あなたの内閣の現職の外務副大臣です。現職の外務副大臣が、武人精神、自衛隊員が自衛隊員であるがゆえのその誓い、自衛隊員になるための誓い、自衛隊法に基づく誓いでその就任の決意を行っている。この佐藤外務副大臣を罷免しなければ、安倍内閣のシビリアンコントロールは憲法六十一条に反する、文民条項の趣旨に反することになるのではないかでしようか。また、防衛省に対する確保というものは底

おりません。だからゆえに、武人の誓いなわけ

ではありません。その趣旨は、武人の精神、武人の精神による政治を排除する、武断政治を排除する趣旨というふうに言います。

安倍内閣は、この二月、それで何人死んだん

臣は自衛隊法に定める服務の宣誓そのものを行つたわけではないというふうにおっしゃいました。当たり前じゃないですか。外務副大臣の就任挨拶なんですから、当たり前じゃないですか。そして、さらに、答弁の中で、外務副大臣としてその職責を全うするという佐藤外務副大臣の基本的な姿勢を述べたものというふうに言いまし

た。だからこそ問題じゃないんですか。

軍事の対極にある外務省ですよ。あらゆる外交、平和的努力を行つて、基本が分かっていないようですが、どうしても国民に対する危険が避けられない、その最終手段として初めて軍事が許されるんです。その軍事の対極にある外交、平和をつかさどるその外務副大臣が、自衛隊の武人精神をもつて就任挨拶をしている。まさにそれを基本的な姿勢とすること自体が憲法六十一条のシビリアンコントロール、文民条項の趣旨に反するのではないかでしようか。

佐藤外務副大臣を即刻罷免する覚悟を求めるのであれば、安倍内閣そのものが憲法の文民条項に反するものとして、総辞職を求めます。安倍総理の見解を求めてください。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 答弁する前に、先ほど殉職者二千人以上と申し上げたのですが、二千人近くに訂正をさせていただきます。

佐藤副大臣の挨拶は、自衛隊員としての服務の宣誓行為として行ったものではないが、内容は、

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 先ほども申し上げましたように、服務の宣誓を行なうのは、言わば自衛官だけではなくて、これは事務官、事務官も実は防衛省の中においては行なっていることでございます。

委員は御存じないかもしれません。その上において、先ほど申し上げましたように、佐藤副大臣は、文民たる外務副大臣としてその職務を全うするという基本的な姿勢を全体として述べたものであります。したがって、本件挨拶はございません。

○小西洋之君 安倍内閣違反をした場合の総理辞職の覚悟、議員の覚悟も述べない、そして文民条項の趣旨に反する決意表明、挨拶表明をした副大臣も罷免しない、まさに安倍内閣、安倍総理によつて日本の民主主義、そしてシビリアンコントロールが溶けて落ちようとしている、まさに崩れ去ろうとしている、そうした危険を国会中継を御覧の国民の皆様にお訴えをさせていただきたいと思いま

す。

では、次の論点に参らせていただきます。

実は、こうした憲法違反を犯し、そして文民条項、内閣そのものがシビリアンコントロールに反する、こうした暴挙の下で、安倍内閣において既に実は、防衛省、この度イラクの日報問題がございましたけれども、このイラクの日報問題において、実は、もはや完全にシビリアンコントロール、崩壊しているわけでございます。その具体的例

について指摘をさせていただきます。

今お示しさせていただいたフリップですけれども、このような命懸けで任務に取り組むという

私もかつて公務員として働いておりましたけれども、このような命懸けで任務に取り組むという

誓いをしてているのは自衛隊員だけでございます。

○小西洋之君 今、安倍総理は答弁で、佐藤副大臣には、引き続き外務副大臣としての職責を果たしていただきたいと考えております。

佐藤副大臣は、文民たる外務副大臣としてその職務を全うするという基本的な姿勢を全体として述べたものであります。したがって、本件挨拶は、憲法や外務省設置法の趣旨等に反するものとは考えておりません。

○小西洋之君 安倍総理、事務官は自衛隊員なんですよ。そんなことは私、百も承知ですよ。自衛隊員に、私がつて総務省の職員でしたから、同級生がたくさんいますから。何失礼なことをおつしやっているんですか。

安倍内閣は、この二月、それで何人死んだん

も、三月の十二日、財務省の決裁文書の改ざんを野寺防衛大臣が防衛省の中で省内の幹部に対して以下のような指示を行つております。真ん中の文字の部分ですけれども、国会では森友学園の文書の書換えが問題となつてはいるが、昨年は日報問題で防衛省・自衛隊が国民からの御批判を受けた、今回の関連で防衛省はその後どうしたのかと見られることがあるう、改めて情報公開、行政文書管理、情報保全を徹底してほしい、このような指示を居並ぶ防衛省の幹部二十名余りに小野寺大臣は行つています。

しかし、この小野寺大臣の指示を聞いていた者の中に、今赤字でお示ししておりますけれども、

イラクの日報の存在を既に知っていた者がいるわけでございます。イラクの日報は一月の十二日に

防衛省の中で内部通報がなされ、そして、この線を引いているところでございますけれども、文書

課長ですね、これ官房の総務課長です。防衛省の中で一番偉い、大臣を支える、そして大臣の国会

対策を支える課長でございます。その課長は、この小野寺大臣の三月十二日の指示の段階でイラク

の日報の存在を知つていただけでございます。昨年、衆議院の国会議員によつて国会で要求され

ている資料であることもこの文書課長、総務課長は知つていただけでございます。

先ほどからの、午前中からの質疑で、安倍総理や小野寺大臣は、現場の自衛隊員にシビリアンコントロールなどを徹底するというようなことをおつしやつていますけど、そういう次元の問題ではないわけでございます。まさに小野寺大臣を支える防衛省・自衛隊組織の中枢そのものにおいて、国会を裏切り、そして大臣が初めて三月三十日

一日に知つたと言つてますから、大臣を裏切ることが起きてるわけでございます。

この文書課長、ちなみに、先ほど安倍総理が偉そうに何度もおつしやつていたように、この方は自衛隊員です。

実は、国民の皆さん、これ、恐ろしい戦前のこ

とを思い浮かべると、身の毛がよだつような話でござります。小野寺大臣が、昨年の南スーザン日報の隠蔽のことがあつたので、防衛省ではしつか

とに、これはおかしいじゃないか、もう一回調べ

りと情報公開、文書管理を徹底するんだ、その指

示を行つてますにその瞬間に、国会から要求

されたイラク日報の存在を知つていただけでござ

ります。

小野寺大臣に伺います。

小野寺大臣のシビリアンコントロール、全く成立していない、崩壊していると思います。小野寺大臣には自衛隊を率いる資格はないと思います。即刻に防衛大臣を辞職する決意、その決意だけを端的にお答えください。

○國務大臣(小野寺五典君) まず、先ほど委員が

文民についてのお話をしましたが、從来から文民の定義というのは、次の者以外の者ということではあります。一つは、旧陸海軍の職業軍人の経験を有する者であつて軍国主義思想に深く染まつてゐると考えられるもの、それから自衛官の職にある者、これを除く者を文民ということ、これは定義としてお話をさせていただきます。

○國務大臣(小野寺五典君) まず、先ほど委員が

文民についてのお話をしましたが、從来から文民の定義というのは、次の者以外の者ということであります。一つは、旧陸海軍の職業軍人の経験を有する者であつて軍国主義思想に深く染まつてゐると考えられるもの、それから自衛官の職にある者、これを除く者を文民ということ、これは定義としてお話をさせていただきます。

○國務大臣(小野寺五典君) まず、先ほど委員が

文民についてのお話をしましたが、從来から文民の定義というのは、次の者以外の者ということであります。一つは、旧陸海軍の職業軍人の経験を有する者であつて軍国主義思想に深く染まつてゐると考えられるもの、それから自衛官の職にある者、これを除く者を文民ということ、これは定義としてお話をさせていただきます。

○國務大臣(小野寺五典君) まず、先ほど委員が

文民についてのお話をしましたが、從来から文民の定義というのは、次の者以外の者ということであります。一つは、旧陸海軍の職業軍人の経験を有する者であつて軍国主義思想に深く染まつてゐると考えられるもの、それから自衛官の職にある者、これを除く者を文民ということ、これは定義としてお話をさせていただきます。

○國務大臣(小野寺五典君) まず、先ほど委員が

文民についてのお話をしましたが、從来から文民の定義というのは、次の者以外の者ということであります。一つは、旧陸海軍の職業軍人の経験を有する者であつて軍国主義思想に深く染まつてゐると考えられるもの、それから自衛官の職にある者、これを除く者を文民ということ、これは定義としてお話をさせていただきます。

○國務大臣(小野寺五典君) まず、先ほど委員が

を実は知つていたのに出してこなかつたというの

が分かつたのは、実は、私のところに報告來たと

るといふことで改めて指示をした上で四月四日に

分かつてきただいふことでありますので、私ども

としては、シビリアンコントロール、私どもの指

導でしつかりこのうみを出し切つていくように努

力してまいります。

○小西洋之君 大臣に報告されたのは、この三月

の十二日から三週間もたつた後の三月の三十一日です。防衛省の最高幹部がイラク日報の存在を

知つてゐるのに大臣に報告しない、そのこと自体

がシビリアンコントロールの完全否定なわけでござります。

安倍総理に伺います。

この後の三月の二十二日、安倍総理は、総理の閣僚懇において、政府の全職員に対して、文書管理、そして情報公開などを徹底するよう指示を出しています。しかし、その二十三日から十日弱たつ後に小野寺大臣に初めて防衛省は報告をしております。

安倍総理に伺います。

自衛隊の最高指揮官として、安倍総理のシビリアンコントロール、全く成立していない。そして、安倍総理のまさに部下である小野寺大臣のシビリアンコントロールも全く成立していない。安倍内閣は即刻に総辞職すべきではありませんか。安倍総理の見識を伺います。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) しつかりとこの問

題について調査をし、原因を究明した上で再発防止策を行つていく、これが小野寺大臣の、そしてまた私の責任だろうと、このように考えております。ただ、少なくとも、やはりもしこのイラク

の文書があつたということが分かつたら、その第

○小西洋之君 一言だけ。

民主党権とシビリアンコントロールを破壊する安倍政権を打倒するために全力を尽くす野党の決意を申し上げて、質疑を終わらせていただきま

す。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) しつかりとこの問

題について調査をし、原因を究明した上で再発